

平成 28 年 4 月 18 日

平成 28 年熊本県熊本地方の地震により被災された加入者の皆さまへ

### **医療機関での窓口における一部負担金の取扱い及び健康保険証再交付に関するお知らせ**

このたびの熊本県熊本地方の地震により、被害にあわれた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震で被災され、災害救助法の適用市区町村（平成 28 年 4 月 15 日現在 適用地域は日々追加される場合がございます）に住所を有する被保険者・被扶養者の方は、下記の適用を受けることができます。

#### **【保険証が手元にない場合でも医療機関等で受診できます】**

今回の被災により保険証が消失した場合でも、医療機関等の窓口で、次の事項を申し出れば、受診できます。

- ・ 氏名、生年月日
- ・ 派遣会社名（任意継続被保険者の場合は、その旨を申し出てください）
- ・ 健康保険組合名
- ・ 住所及び連絡先

#### **【保険料の納付期限について】**

今回の被災された任意継続被保険者の方は、保険料の納期限の延長及び納付猶予ができます。詳細は下記、適用課へお問い合わせください。

#### **【保険証を再交付します】**

今回の被災によって保険証を紛失や消失、破損した場合には、「再交付申請書」をご提出ください。保険証の再交付をいたします。

以上の内容に関するお問い合わせ先  
人材派遣健康保険組合 適用課 03-6892-3321  
審査課 03-6892-3316